

令和3年7月5日

各社建設キャリアアップシステム担当者様

一般社団法人
日本トンネル専門工事業協会

能力評価判定について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業活動にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価判定に関しまして、本年6月16日をもちまして現行能力判定システムが停止したため、今後当分の間、当協会にてトンネル技能者の能力評価判定を行うことになりました。

つきましては、能力評価判定に当たっての実施要領を掲載致しますので内容ご確認の上、宜しくご対応下さいますようお願い致します。

なお、実施要領第4章に記載している評価手数料の支払方法等につきましては、現在調整中につき、決まり次第別途ご連絡致します。

また、申請書等の様式について電子データをご希望の方、及び本件に関するご質問等がある場合は事務局村田宛ご連絡下さい。

敬具

<連絡先>

【TEL 03-5251-4150、FAX 03-3591-3550、E-mail : kaoru.murata@tonnel.jp】



トンネル技能者能力評価実施要領

令和3年6月16日よりレベル判定システムが稼働停止となったことにともない、今後、新システムが開始するまでの間、トンネル技能者の能力評価は一般社団法人日本トンネル専門工事業協会（以下「協会」という。）が次の要領にて実施する。

第1章 評価の申請

（評価の実施）

第1条 協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

（申請の受付開始時期）

第2条 評価の申請は、令和3年7月5日より受け付けることとする。

（申請者の要件）

第3条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムに技能者登録され、技能者IDを取得している者（以下「技能者」という。）でなければ、これを行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、技能者の所属事業者（建設キャリアアップシステムに事業者登録された者）は、技能者の同意を得て、代行して申請を行うことができる。

（評価の申請）

第4条 評価を受けようとする技能者は、以下の書類に必要事項を記入の上、メール又は書面にて協会にこれを提出するものとする。

- (1) 能力評価申請書（別記様式1）
- (2) 建設キャリアアップシステムの利用開始前にトンネル工事に従事した経験がある場合はトンネル工事に関する経歴証明書（別記様式2）
- (3) 建設キャリアアップシステム技能者情報閲覧画面写し（別添1参照）

（経歴証明を行う者）

第5条 前条（2）の経歴証明書による経歴証明は、技能者の所属事業者が行う。

（経歴証明書の提出）

第6条 第4条（2）の経歴証明書は、令和6年3月31日までの間に限り、提出することができる。

2 経歴証明書を提出する場合は、経歴証明を行う者が、技能者の同意を得た上で、代行して評価の申請を行うものとする。

(経歴証明の範囲等)

- 第7条 第4条(2)の経歴証明書により証明できる範囲は、建設業に従事した時点から、令和6年3月31日までの間で国土交通省が定める日までとする。当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報のみを用いて評価する。
- 2 第1項の建設業に従事した時点は、建設業に従事して最初に取得した建設業に関する資格等の取得年月日等を設定する。

(評価申請の受理)

- 第8条 協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。
- (1) 能力評価申請書及び経歴証明書に必要な事項が記載されていること
- (2) 評価の申請に係る技能者（以下「申請者」という。）が第3条の規定に適合していること
- 2 協会は、申請の内容に不備を認めたときは、補正させた後、受理するものとする。
- 3 協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第2章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

- 第9条 評価は、令和3年7月5日より実施することとする。

(評価実施の公告)

- 第10条 評価の実施期間、申請に必要な書類その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会のホームページ等により公告する。

(評価の実施)

- 第11条 評価は、能力評価基準及びこの要領に基づき実施する。
- 2 協会は、建設キャリアアップシステムに登録・蓄積されている申請者の情報が、能力評価基準に定める各レベルの基準に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合するレベルを認定する。
- 3 前項の確認は、経歴証明書が提出されている場合には、建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数、職長・班長としての就業日数に加えて、経歴証明書に記載された就業期間、職長・班長としての就業期間を足し合わせた日数を用いて行うものとする。
- 4 前項の場合において、経歴証明書に記載された就業日数の起算点が、建設キャリアアップシステムに登録されている建設業に関する資格等の取得年月日等よりも前の時点となっている場合には、当該取得年月日等を経歴証明書に記載された就業日数の起算点とみなす。

第3章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第12条 協会は、評価の結果を、申請を行った者及び一般財団法人建設業振興基金に対して通知する。

2 協会は、レベル判定した者に対し、「能力評価（レベル判定）結果通知書」（別添2参照）を発行する。

(カードの交付)

第13条 評価結果のレベルに応じた建設キャリアアップカードは、一般財団法人建設業振興基金から交付される。

第4章 評価手数料

(評価手数料等)

第14条 評価実施に係る手数料及びカードの交付料は、合計4,000円とする。

(評価手数料等の納付)

第15条 評価申請を行う者は、原則として評価申請時までに前条の評価手数料等を能力評価制度推進協議会に納付しなければならない。

第5章 雜則

(不正行為に対する措置)

第16条 会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認められる場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び一般財団法人建設業振興基金に通知する。

能力評価申請書 兼 キャリアアップカード交付申請書

下記の通り、評価実施とキャリアアップカード交付を申請します。

年 月 日

申請者				
フリガナ 氏名		生年月日	技能者ID	職種
住所			電話番号	

申請をするレベル		
<input type="checkbox"/> レベル2	<input type="checkbox"/> レベル3	<input type="checkbox"/> レベル4

保有資格等		
	資格等の名称	コード番号
レベル2		
レベル3		
レベル4		

就業年数				
就業期間	システム	日		年
	経歴証明書			年
		合計		年
職長としての 就業期間	システム	日		年
	経歴証明書			年
		合計		年
班長としての 就業期間	システム			年
	経歴証明書			年
		合計		年

※代行申請を行う場合は下記にご記入ください。

代行申請者			
フリガナ 代行者名		申請者との関係	事業者ID

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者(技能者本人)

印

経歴証明書

トンネル工事に係る申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

証明者： 会社名

住 所

代表者

印

事業者ID

申請者			
フリガナ		職種	技能者ID
氏 名		トンネル技能者	

経験年数			
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
		合計	年

経験年数(職長)			
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
		合計	年

経験年数(班長)			
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
就業期間	年 月 ~ 年 月	就業年数	年
		合計	年

※ 転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに古い順に入力すること。

なお、最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存がないことを誓約致します。

氏名

印

能力評価（レベル判定）結果通知書

建設 未来 房

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を〇〇技能者レベル4として認定します。

【申請者氏名】 建設 未来

【技能者ID】 12345678901234

【生年月日】 〇〇年〇月〇日

【職種(呼称)】 〇〇

【評価年月日】 2020年〇月〇日

【評価結果】 レベル4

2020年〇月〇日
〇〇技能者能力評価実施機関